

令和5年度 事業計画

特別養護老人ホーム桜谷荘（定員 85名）	
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ① 公益的事業の積極的取組み ② 人権を擁護する ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立 ④ 医療・教育・福祉の連携強化 ⑤ 地域社会との共生
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 福祉施設としての専門的知識・技術・機能を地域に福祉還元する ② 入居者の自己選択を尊重する ③ 安心・安全・安楽な生活を保障する ④ 生きがいくくり、リハビリ等を提供し、心身の自立を支援する ⑤ 世代間交流や地域住民等との連携を図り、互いに協力しあえる環境を構築する
重点項目	<ul style="list-style-type: none"> ① 第4期経営5か年計画（最終年度）の評価・まとめ及び第5期経営5か年計画の策定 ② 地域サポート施設としての活動内容の充実 ③ 福祉避難所としての体制整備 ④ 人権侵害防止の取組みの強化 ⑤ サービスの質の向上への取組み ⑥ 介護事故に対する安全管理体制の強化 ⑦ 感染症対策の強化 ⑧ ノーリフトケア（抱え上げない介護）の質の向上への取組み ⑨ 地域及び関係機関が主催する行事等への積極的参加 ⑩ 人材養成の積極的展開 ⑪ 経済連携協定（EPA）に基づく外国人（フィリピン）介護福祉士候補者への学習支援 ⑫ 安定した事業運営への取組み ⑬ 部署内及び各職種との連携強化
総括	<p>本年度も、公益的事業の推進として、地域共生社会や地域包括ケアシステムの構築に資する取組や、高齢者等の地域住民がその持てる力を発揮して、できる限り自分らしく暮らすことにつながる取組みを行う「地域サポート施設」としての活動内容を充実させるほか、赤穂市と締結している「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定」に基づき、赤穂市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者の避難援護において、円滑、且つ、速やかに福祉避難所として機能するように赤穂市及び赤穂市社会福祉法人連絡協議会との連携をより一層図り、体制整備を推進したい。</p> <p>入居者の個別ケアを充実させるために、入居者一人一人に合わせた日常介護を見直し、介護の基本である生活支援を充実させ、日常生活の中で現存機能を最大限活用した自立支援と環境の整備に取り組むことで、より豊かで快適な生活を保障し、より一層の生活の質の向上を図る。</p> <p>施設内での感染症の発生・拡大・再発防止のため、感染予防策の徹底や職員研修・模擬訓練の実施及び施設環境整備に努める。また、厚生労働省等からの通知に基づく対応を徹底する。</p> <p>安定した事業運営を継続させるためにも予算ベッド稼働率 98.00%の確保が必要なことから、今まで以上に入所待機者管理台帳の管理を徹底し、退所者が発生した際のタイムリーな次期入所者の調整及びサービスの質が高く効率的な介護の提供体制を整備し、適正な加算取得に向けた検討を積極的に実施する。</p>
新たな取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4期経営5か年計画（最終年度）の評価・まとめ及び第5期経営5か年計画の策定 本年度は第4期経営5か年計画の最終年度にあたり、その5か年の評価・まとめを行う。また、経営計画策定委員会を設置し、第5期経営5か年計画を策定する。 ・ 人権侵害防止の取組みの強化 人権擁護委員会を4回／年以上開催し、人権侵害になり得る様々なテーマについて、ケアスタッフ会を通じて討議・実践し、実施状況を改善していくほか、人権擁護委員会が中心となり人権侵害防止のための研修を企画し、5月及び9月の職員研修において職員への周知及び意識づけを徹底する ・ 事例研究事業の取組み 本年度は、兵庫大学との連携を図り、排泄の自立を研究テーマとして介護現場における課題・問題点を検証したうえで、課題解決のための具体策を検討・実施し、その評価を行うことで、科学的根拠に基づく介護が実践できる職員を育成する。また、取組みの評価を研究発表することで、職員の達成感及びやりがいにつなげていく。
目標平均要介護度	4.0
目標稼働率	98.0%

事業計画書

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《基本方針》

- ① 福祉施設としての専門的知識・技術・機能を地域に福祉還元する
- ② 入居者の自己選択を尊重する
- ③ 安心・安全・安楽な生活を保障する
- ④ 生きがいつくり、リハビリ等を提供し心身の自立を支援する
- ⑤ 世代間交流や地域住民等との連携を図り互いに協力しあえる環境を構築する

《重点項目》

- ① 第 4 期経営 5 年計画（最終年度）の評価・まとめ及び第 5 期経営 5 年計画の策定
- ② 地域サポート施設としての活動内容の充実
- ③ 福祉避難所としての体制整備
- ④ 人権侵害防止の取組みの強化
- ⑤ サービスの質の向上への取組み
- ⑥ 介護事故に対する安全管理体制の強化
- ⑦ 感染症対策の強化
- ⑧ ノーリフトケア（抱え上げない介護）の質の向上への取組み
- ⑨ 地域及び関係機関が主催する行事等への積極的参加
- ⑩ 人材養成の積極的展開
- ⑪ 経済連携協定（EPA）に基づく外国人（フィリピン）介護福祉士候補者への学習支援
- ⑫ 安定した事業運営への取組み
- ⑬ 部署内及び各職種との連携強化

1 第 4 期経営 5 年計画（最終年度）の評価・まとめ及び第 5 期経営 5 年計画の策定

- 1) 地域貢献への積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す

以上の 3 つを重点目標に掲げ、法人理念の 5 本柱をもとに第 4 期経営 5 年計画を積極的に推進してきたが、本年度は最終年度にあたり、その 5 年間の評価・まとめを行う。

また、経営計画策定委員会を設置し、第 5 期経営 5 年計画を策定する。

2 地域サポート施設としての活動内容の充実

地域共生社会や地域包括ケアシステムの構築に資する取組みや高齢者等の地域住民がその持てる力を発揮してできる限り自分らしく暮らすことにつながる取組みを行う「地域サポート施設」としての活動内容を充実させる。

【力点】

- ① 地域サポート施設運営委員会において、地域包括支援センター、赤穂市社会福祉協議会及び地域団体等との情報交換を通じて地域ニーズを把握したうえで、地域における公益的な取組みを検討する。
- ② 「地域サポート型施設」と同様にサービス利用料金を無料にすることで、より多くの地域の高齢者の見守り支援及び地域貢献活動が行えるように取組む。
- ③ 在宅介護支援センターやすらぎ及び地区の民生児童委員との連携、チラシや機関誌等を活用して地域サポート施設の取組みを PR することで利用者確保に取組む。
- ④ 認知症の人がホームヘルプ等の介護サービスのない時間帯の生活に不安を持つ高齢者等の見守り訪問、24 時間対応可能な相談業務を行う。
- ⑤ 見守り訪問の実施内容を利用者の心身の状態・利用者を取り巻く環境等の視点から検証し、必要なケースについては地域包括支援センター等へ情報提供し介護保険サービスにつなげる等、在宅生活ができる限り継続できるように支援することで専門性を高めていく。
- ⑥ 地域住民を対象にした在宅支援事業として、介護技術講習会等を実施する。

3 福祉避難所としての体制整備

赤穂市と締結している「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定」に基づき、赤穂市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者の避難援護において、円滑、且つ、速やかに福祉避難所として機能するように体制を整える。

【力点】

- ① 赤穂市及び赤穂市社会福祉法人連絡協議会と連携を図り、赤穂市との協働による福祉避難所対応訓練の実施及び災害時の要援護者を受入れする際に必要物品等を整備する。
- ② 安全委員会が中心となり、福祉避難所として実際に要援護者を受入れすることを想定した訓練を行う。

4 人権侵害防止の取組みの強化

1) 担当者の配置

入居者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生、又はその再発防止をするため担当者を配置する。

2) 人権擁護委員会の牽制機能の強化

人権擁護委員会を4回/年以上開催し、高齢者虐待及び身体拘束等の人権侵害に対する意識付けの調査を実施するとともに、高齢者虐待及び身体拘束等になり得る人権侵害に関わる様々なテーマについて、ケアスタッフ会を通じて討議・実践し、実施状況を改善していく。

3) 職員研修の実施

人権擁護委員会が中心となり高齢者虐待及び身体的拘束等の人権侵害防止のための研修を企画し、5月及び9月の職員研修において職員への周知及び意識づけを徹底する。

4) 入居者・家族と協働による取組み

入居者・家族とともに人権侵害についての捉え方を考え入居者・家族の理解・協力のもと、専門的ケアを提供することにより、入居者の人権の擁護と安全、且つ、安心した生活の確保を行う

5 サービスの質の向上への取組み

1) 介護マニュアルに基づくサービス提供の強化

職員個々が各種マニュアルに基づくサービスが確実に提供できているかを検証し、それぞれの課題点に対する改善策を実施することでサービスの標準化に取り組む。

2) サービス自己評価及び入居者満足度調査のサービスへの反映

サービス自己評価及び昨年度受審した福祉サービス第三者評価からの課題・問題点に対して、サービス評価委員会が中心となり、改善策の実施状況の検証を行い、サービスの改善内容を確実に入居者に還元する。

また、サービス満足度調査を実施することで、入居者及び入居者家族からの施設サービスの評価を受けるとともに、意見・要望を施設サービスに反映させることで、サービスの質の向上に努める。

6 介護事故に対する安全管理体制の強化

入居者に対する安心・安全を確保するために安全対策担当者を配置し、介護事故防止委員会において、介護事故発生原因の究明及び再発防止のための対策を検討する。

【力点】

- ① IAC レポート・事故報告書について、情報を具体的に収集、分析・評価、原因の究明を行い、再発防止の改善策を検討する。
- ② 介護事故に関する事故発生防止のための職員アンケートの結果から、課題に対する対応策の実施状況を検証し、また、解決されていない課題に対する対応策の検討及び実践状況の検証を行う。

7 感染症対策の強化

施設内での感染症の発生・拡大・再発防止のため、感染予防策の徹底や職員研修・模擬訓練の実施及び施設環境整備に努める。また、厚生労働省等からの通知に基づく対応を徹底する。

感染症、または食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、自己判断せずに必ず施設長に状況報告し、施設長は感染症等の種類に応じて法人本部に状況を報告し、対応策等の指示を仰ぐ。

1) 感染経路の遮断（病原体を持ち込まない、持ち出さない、拡げない）

- ① 標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底として、手洗いのほか、血液、嘔吐物、排泄物等を扱うときは、マスク・手袋・エプロン・ガウンを着用する。
- ② 職員、来訪者が感染症の病原体を施設外部から持ち込まないように留意する。
- ③ 感染経路別（接触感染・飛沫感染・空気感染・血液媒体感染等）予防策を徹底する。

2) 感染症対策委員会の適正な運営

- ① 施設の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する。
- ② 施設内の環境整備についての点検を行い、課題のある個所については担当する各部門に改善指示を出し、改善状況についての検証を行う。
- ③ 常に最新の情報を収集し、感染症対策委員会においてマニュアルの見直しを行う。

3) 感染症発生時の対応

- ① 感染症、または食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、自己判断せずに施設長に状況を報告し、施設長は感染症の種類等に応じて法人本部に状況を報告し、対応策等の指示を仰ぐ。また、有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録する。
- ② 感染症対応マニュアルに基づき感染拡大防止のための対応策を実施する。
- ③ 感染症等の発生状況に応じて、赤穂市及び赤穂健康福祉事務所（保健所）等の関係機関に報告し、対応策の指示を仰ぐ等、緊密に連携をとる。

4) 職員研修及び模擬訓練（シュミレーション訓練）の実施

- ① 感染予防対策の意義・重要性について研修を行い、職員の意識の向上と予防対策の周知徹底を図る。
- ② 業務継続計画（BCP）に基づき、施設内で感染症の罹患者が発生した際にも継続して適正な介護サービスが提供できるよう模擬訓練を実施する。

8 ノーリフトケア（抱え上げない介護）の質の向上への取組み

職員の腰痛予防対策だけでなく、ケアの提供を受ける入居者にとっても皮膚の損傷や移乗時の不快感の軽減、転倒や転落の危険、寝たきりによる合併症の予防等が見込まれることから、基本的な介護動作の習得及び介護機器の活用などを検討し、ノーリフトケア（抱え上げない介護）に取り組む。また、入居者個々の心身の状態に応じたノーリフトケアを実践することで入居者の自立支援につなげていく。

【力点】

- ① 日本ノーリフト協会と連携し、ノーリフトケアに関する現在の課題を整理し、質の向上に向けた改善策を検討する。また、改善策の実践状況を検証し、評価することで取組みの精度を高める。
- ② 入居者個々の心身の状態に応じた介護機器及び介助方法を検討し、自立支援に繋がる個別性の高いノーリフトケアの実践に取り組む。
- ③ 職員へのノーリフトケアに係る研修を行う。
 - i) ノーリフトケアの意義目的について周知徹底を図る。
 - ii) 腰痛予防につながる基本的な介護動作を習得する。
 - iii) 介護機器の効果的な活用方法について共有化を図る。
 - iv) ノーリフトケアの効果的実践に向けた中心的職員を養成するため、ノーリフトコーディネーター養成講座の受講を調整する。

9 地域及び関係機関が主催する行事等への積極的参加

新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、感染予防を徹底したうえで地域及び関係機関が主催する行事等に積極的に参加し、地域との関係づくりに努める。

地区行事への参加、施設内行事については行事委員会において検討し、入居者が主体的に参加できるよう生活における楽しみづくり、生き甲斐づくりを支援する。

① 地域、関係機関行事

月	行事名
5月	塩屋小学校運動会
6月	赤穂市老人福祉施設協議会合同演芸交流会
7月	塩屋西北子供の夕べ
8月	地区盆踊り
9月	地区敬老会 瀬戸内ホームフェスティバル
10月	赤穂市老人福祉施設協議会合同運動会
11月	塩屋小学校音楽会

② 施設行事

月	行事名	月	行事名
4月	花祭り 花見	10月	ホーム内運動会
5月	開荘記念	11月	ふれあいの日（家族会） 地区との合同避難訓練
6月	善意の日 輪越し	12月	クリスマス会 忘年会 餅つき
7月	七夕まつり	1月	新年会 初詣
8月	盆踊り 盆供養	2月	節分
9月	お月見 彼岸法要 敬老会	3月	彼岸法要 ひなまつり（家族会）

※ 誕生会は、誕生者該当日に随時実施する。また、お楽しみ外出を随時実施する。

10 人材養成の積極的展開

1) 基本理念の周知徹底とサービスへの反映

本年度も継続して、基本理念の「人権を擁護する」、「発達支援・自立支援に向けたサービスの確立」を重点に、ケアスタッフ会・調理研究会等で実際に行っている業務が、基本理念を達成させるためには、何をすべきかをスタッフ全員が考えることで基本理念の理解を深め、また、その業務の達成度を検証し、課題点に対する改善策を実施することで、基本理念に基づくサービス提供の強化を図る。

2) 新任職員研修

チューター制を効果的に活用することで職員研修体制の強化を図り、指導内容・指導方法について新任指導担当者への研修を行い、新任職員に対してマンツーマン指導を行うことで基本理念に基づく介護の基本が習得出来るように取り組む。

また、本取組みについては、施設長はじめ幹部職員の積極的なバックアップ体制が必要不可欠である。

3) 施設内研修

研修委員会にて企画した年間研修カリキュラムに沿って、介護知識・技術の習得に向けて反復研修を実施し、職員は常に習得した知識・技術と問題意識を持って現場で実践することにより、統一されたサービスの提供に努める。

4) 施設外研修

キャリアパスに基づき、職員個々に習熟が必要とされる内容の研修会への計画・参加、各種団体が主催する研修会へ積極的に参加することで、職員個々のスキルアップを図る。

また、外部研修で得た知識・技術を施設サービスに反映させることで、サービスの向上につなげる。

5) 人事考課制度の効果的運用

業務に対する自己評価及び評価者との面接などを通して、自己の分析、目的意識の明確化を図り、向上心を培う

一助とする。

【力点】

- ① 目標を明確化し、目標達成に向けての具体的な手段・方法を設定する。
- ② 目標達成へのプロセスに生じる問題・課題を解決するよう育成面接の充実を図る。

6) 資格取得に向けての支援

介護職員実務者研修受講等の支援に加え、施設内で資格取得に向けた講習を開催する。また、認知症対応力を向上させるために医療・福祉の資格を有さない職員については、認知症介護基礎研修の受講を調整する。

7) 事例研究事業の取組み

本年度は、兵庫大学との連携を図り、排泄の自立を研究テーマとして介護現場における課題・問題点を検証したうえで、課題解決のための具体策を検討・実施し、その評価を行うことで、科学的根拠に基づく介護が実践できる職員を育成する。また、取組みの評価を研究発表することで、職員の達成感及びやりがいにつなげていく。

1 1 経済連携協定（EPA）に基づく外国人（フィリピン）介護福祉士候補者への学習支援

EPA 介護福祉士候補者の日本語能力の向上、介護福祉士国家資格取得に向けての介護の知識・技術の習得、国家試験基礎知識の習得を目標とした学習支援に取り組む。

[力点]

- ① 基礎漢字、カタカナ語、文法の復習に加え、介護福祉士国家試験に出題された事例問題を使用して読解力を養いながら介護の専門語や知識の習得を図る。
- ② 学習教材、国際厚生事業団の主催する学習支援事業（集合研修、通信添削指導）等を活用により、介護福祉士国家試験の内容（4領域と領域ごとの科目の内容）を把握し、理解できるように支援する。
- ③ EPA 介護福祉士候補者の受け入れを行っている近隣施設との交流の場を設け、EPA 介護福祉士候補者のメンタルケアにも配慮する他、研修担当者間の情報交換から得られる他施設の成功事例を参考にすることで研修内容の充実を図る。

1 2 安定した事業運営への取組み

安定した事業運営を継続させるためにも予算で設定された収入の確保が必要なことから、今まで以上にベッド稼働率のアップ及びサービスの質が高く効率的な介護の提供体制を整備し、適正な加算取得に向けた検討を積極的に実施する。

1) 平均ベッド稼働率 98.00%の確保

- ① 新規入所申込み者の確保
 - i) 居宅介護新事業所、医療機関等への積極的アプローチ
 - ・ 居宅介護支援事業、医療機関等に訪問して桜谷荘の特色等を伝え、入所希望者の紹介を依頼する。
- ② 退所者発生時の迅速な次期入所者の調整
 - i) 入所待機者管理台帳の整備
 - ・ 新規入所申込み者の台帳への登録を翌月の10日までにを行い、決済を受けるだけでなく入所申込み者全員の状態確認を年1回以上行い、入所待機者管理台帳の更新を行う。
 - ii) 優先順位の高い待機者の事前面談
 - ・ 入所待機者管理台帳の優先順位の高い待機者の面談を看護員同行で行い、既往歴や加療状況等を把握しておくことで急な退所者が発生した際にもタイムリーに次期入所者の調整が行えるように努める。

2) サービスの質が高く効率的な介護の提供体制を整備し、適正な加算の取得

- ① 入居者の医療ニーズへの対応
 - i) 嘱託医師及び協力医療機関との連携強化
 - ・ 入居者に対する緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の具体的な方法を取決め、必要時に24時間対応できる体制を強化する
 - ii) ターミナルケアの充実
 - ・ ターミナル期の意向を入所時に確認するだけでなく、医師から終末期にあるとの判断があった際には、入居者・家族の意向を聞き取り確認し、人として尊厳を保って最期を迎えられるよう、各部署が協働してどのような援助を行うかを協議する場を設け、援助内容を入居者・家族へ説明し、理解協力のもとに実践する。また、実践後の振り返りを行う。
 - iii) 褥瘡の発生予防
 - ・ 入居者ごとの褥瘡の発生に係るリスクについて、「介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業」で明らかになったモニタリング指標を用いて、施設入所時及び3か月に1回評価を行う。
 - ・ 多職種協働で褥瘡ケア計画を作成し、その計画に基づき褥瘡管理を実施する。
- ② 生活機能向上への取組み
 - i) 外部のリハビリテーション専門職との連携による機能訓練の充実
 - ・ 赤穂記念病院の理学療法士と共同で入居者のアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成する。
 - ・ 機能訓練指導員、介護員、看護員、生活相談員等が協働して、個別機能訓練計画に基づく計画的な機能訓練を実施する。
- ③ 排泄介護を要する入居者への支援の充実
 - i) 支援計画の作成と評価
 - ・ 排泄に介護を要する原因等を分析する。
 - ・ 分析結果を踏まえた支援計画の作成及びそれに基づく支援を行い、実施状況の評価を行う。
- ④ 口腔衛生管理の充実
 - i) 口腔ケア・マネジメントの充実

- ・ 歯科医師、又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月 1 回以上受け、その助言及び指導に基づき入居者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成し、計画に基づく口腔ケアを実施する。
- ii) 歯科衛生士による専門的口腔ケアの実施
 - ・ 歯科医師から施設職員では困難な口腔ケアが必要であると診断された入居者対象に、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による専門的口腔ケアを月 4 回以上実施する。
- ⑤ 栄養改善の取組みの推進
 - i) 低栄養リスクの高い入居者の栄養改善
 - ・ 低栄養リスクの高い入居者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、その計画に基づき定期的に食事の観察を行い、入居者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整等を行うなどで低栄養リスクの改善に取り組む。
 - ii) 入院先医療機関との栄養管理に関する連携強化
 - ・ 入居者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、管理栄養士が入院先の医療機関の管理栄養士と連携して、再入所時の栄養管理に関する調整を行う。
- ⑥ 情報の収集・活用と PDCA サイクルの推進
 - i) LIFE の活用
 - ・ LIFE を活用した計画の作成や PDCA サイクルの推進及びケアの質の向上に取り組む。
- ⑦ 業務継続計画（BCP）に基づく訓練（シミュレーション）の実施
 - i) 研修及び訓練（シミュレーション）の実施
 - ・ 感染症発生時の対応については感染症対策委員会が中心となり、災害発生時の対応については安全委員会が中心となって、業務継続計画（BCP）に係る研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。

1.3 施設内の安全環境の確保

労働安全衛生委員会において、施設内の安全環境整備を行う。

【力点】

- ① 職員の腰痛予防体操の継続実施を促す。
- ② 安全衛生に関する研修会を実施し、職員の意識付けを図る。
- ③ 安全衛生パトロールを実施（2 か月毎）し、利用者が過ごしやすく、且つ、職員が働きやすい快適な職場環境に改善する。

1.4 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る

入居者・家族からの相談・苦情に対して、施設内に苦情受け窓口、担当者を配置し、苦情解決責任者・苦情解決部会・第三者委員を通じて、原因の究明と改善対応策の検討を迅速に行うとともに、特養幹部会が中心となって、サービスの改善と全職員への周知徹底を図る。

- 1) 苦情に対する対応は、苦情発生状況、経過を確認し関係者への連絡マニュアルに沿った初期対応を確実に行う。
- 2) サービス検討委員会の委員である民生児童委員、家族委員が入居者本人及びその家族との意見交換で吸い上げられた要望等を施設サービスに反映させることで、苦情予防に努める。

1.5 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

入居者の生命の安全ということを視野に入れ、処遇に万全を期すとともに安全確保のためには施設の防災・防火対策はもとより、職員一人一人の防災・防火意識の高揚と火災等の各種災害を想定した消防・避難救出訓練の実践強化を図り、危機管理と避難救援体制を確立する他、災害が発生した際にも適正な介護サービスが継続して提供できる体制整備に努める。特に、災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえて、地域住民と協働での災害対応訓練を実施する。

また、風水害、地震等各種防災マニュアルを施設職員へ周知徹底を図っていく。

【訓練・研修】

月	訓練・研修内容	月	訓練・研修内容
4月	消防・避難訓練（新人職員対象） 避難誘導訓練・消火器具取扱訓練	10月	業務継続計画（BCP）に基づく災害発生時対応訓練（土石流）
5月	消防・避難訓練（夜勤帯想定） 消防への非常通報訓練・避難誘導訓練・ 消火器具取扱訓練	11月	地区との合同消防避難訓練 消防への非常通報訓練・消火訓練 避難誘導訓練・消火器具取扱訓練
6月	防火・防災マニュアル研修	12月	失踪者発生時初動対応訓練
7月	非常召集訓練 消防への非常通報訓練・非常召集訓練・ 消火訓練・避難誘導訓練	1月	消防・避難訓練（夜勤帯想定） 消防への非常通報訓練・避難誘導訓練・ 消火器具取扱訓練
8月	失踪者発生時初動対応訓練	2月	福祉避難所受入れ対応訓練
9月	消防・避難訓練（日勤帯想定） 消防への非常通報訓練・避難誘導訓練・ 消火器具取扱訓練	3月	消防・避難訓練（日勤帯想定） 消防への非常通報訓練・避難誘導訓練・ 消火器具取扱訓練

生活相談員

1 家族との連絡調整

入居者・家族の相談窓口として、利用者の生活支援につなげていくためにも、朝礼・申送りの各部署からの情報をもとに、入居者の生活状況、要望を確認し、適時家族へ電話連絡等による報告を行い、家族の意向の確認、理解・協力を得ることで、家族と連携していく。

また、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況に注視しつつ、感染予防を徹底したうえで対面での面会のできる環境を整備し、入居者・家族の関係性の構築だけではなく、施設外の社会との関わりを持つきっかけにしていきたい。

2 ターミナルケアの充実

ターミナル期の意向を入所時に確認するだけでなく、医師から終末期にあるとの判断があった際には、入居者・家族の意向を聞き取り確認し、人として尊厳を保って最期を迎えられるよう、各部署が協働してどのような援助を行うかを協議する場を設け、援助内容を入居者・家族へ説明し、理解協力のもとに実践する。

また、実践後の振り返りを行う。

3 生活相談員の資質向上と専門性の確立

生活相談員業務マニュアルを基に、生活相談員としての役割を理解したうえで、一つ一つの業務を確実に遂行し、専門性を確立させていく。

また、入居者を取り巻く様々な制度の変革に合わせ、常に最新の情報を入手し、迅速かつ的確に対応する。

4 各職種・外部機関との連携強化

日常のミーティングやサービス担当者会議を活用して、情報の発信・収集を行い、施設内外の情報を共有するとともに、外部機関とのパイプ役として連絡調整を行う。

また、最新の情報の確認と円滑にサービスを提供するために、日常業務の中で、報告・連絡・相談を確実に行う。その為、朝礼後・申送り後に、相談員によるミーティングを実施することで、介護現場の状況確認及び情報の共有化に努め、入居者の生活の質を高めるサービスの提供が行えるよう、各部署間の調整を行う。

介護支援専門員

1 アセスメントの充実

入居者の身体的、心理的、環境的状况を効率的、且つ、多面的に把握するという観点から包括的自立支援プログラムのケアチェック表を用いて、各部署と連携しながらアセスメントを実施し、サービス担当者会議にてその内容について検討、検証する。

2 ケアプランの周知徹底と位置づけ

- 1) サービス担当者会議後の立案プランを速やかに作成する。
- 2) ケアプランを各部署に配布し、ケアプランに添った生活支援に対する共通した意識付けをしていく。

3 サービス担当者会議の充実

- 1) 毎週火曜日と金曜日のサービス担当者会議前に、資料の事前配布を徹底し、効果的な担当者会議にしていく。
- 2) サービス担当者会議開催後、速やかに要点をまとめて各部署に配布し、情報の共有化を図る。

4 モニタリングの実践

- 1) ケアプランに添った施設サービスの実施状況を検証するために、入居者との面談及び介護現場のサービス提供状況等の確認を行い、3か月毎にモニタリングを実践する。
- 2) 評価の後、プランの続行・変更を検討すべくサービス担当者会議に提示していく。

5 ターミナルケアの充実

- 1) 各職種と協働でターミナル期を迎えた入居者対象のサービス担当者会議をタイムリーに開催する。
- 2) サービス担当者会議は家族参加型のものとし、家族の意向を聞き取りながら急変時の対応を含めたケアの方向性を決定する。
- 3) サービス担当者会議終了後は、速やかに「看取り介護計画書」を作成し、本人、又はその家族に計画内容を説明し同意を得た後に計画書に沿ったサービスを各職種協働により提供する。
- 4) ターミナルケア実施後には、振り返りの会議を開催して課題に対する改善策を検討及び実践することでターミナルケアの質の向上に努める。

6 介護支援専門員の資質向上と他職種との連携

- 1) 知識と技術のレベルアップを図り、自立支援につながるケアプラン作成に努める。
- 2) 朝礼、申し送り等での情報の発信と収集に努め、現状の把握とケアプランへの反映の適時性を図っていく。

介護部門

1 人材養成の積極的展開

法人基本理念が介護サービスの根幹となるように基本理念の理解を深め、常に入居者主体でサービスが提供できる人材を育てる。

1) 新任職員指導

チューター制を効果的に活用することで職員研修体制の強化を図り、指導内容・指導方法について新任指導担当者への研修を行い、新任職員に対してマンツーマン指導を行うことで基本理念に基づく介護の基本が習得出来るように取り組む。

また、本取組みについては、施設長はじめ幹部職員の積極的なバックアップ体制が必要不可欠である。

2) 介護マニュアルに基づく介護サービスの徹底

- ① 介護マニュアルが更に基本理念に基づく内容となるように年1回見直しを行う。
- ② 介護マニュアルに基づくサービスの実践検証を行い、課題のある職員に対して介護課長、主任・副主任介護員による個別指導を実施する。
- ③ 介助する際の声かけ及び介助に対する入居者の意思確認を行うことで、入居者の人権を尊重したケアの提供に努める。
- ④ コミュニケーションマニュアルを基に、入居者に対して丁寧な言葉遣いや優しい関りが行えるように、ケアスタッフ会での周知に加え、課題のある職員に対しては個別指導を行うことで入居者に対するコミュニケーションの質の向上に取り組む。

2 個別ケアの充実

1) 生活支援と自立支援への取組み

入居者一人一人に合わせた日常介護を見直し、介護の基本である生活支援の充実、日常生活の中で現存機能を最大限活用した自立支援と環境の整備に取り組むことで、より豊かで快適な生活を送って頂き、生活の質の向上を図る。

【力点】

- ① 日々の生活支援の中で入居者の状態を常に確認し、現有する能力を適正に把握する事で、個々の能力を活かした自立支援に取り組む。
- ② 各フロアにおいて在籍する入居者個々の個別性に依じてケアの多様化を図るとともに、フロア毎での入居者交流支援・楽しみづくりに取り組む。また、行事や集団リハビリ等を通じてフロア間の交流支援に努める。
- ③ 日々の関わりの中から入居者の意向を汲取り、衛生的、且つ、快適な生活が送れるように居室環境を整える。また、入居者の意向を確認したうえで、ベッド周りの整理整頓及び清掃を行う。

2) ケアプランに基づくサービスの提供と自立支援への取組み

ケアプランに基づき、入居者個々のニーズに沿ったケアの提供とともに、個別リハビリ・拘縮予防の実施により、心身の機能保持・減退防止を図り、自立支援につなげていく。

ケアシステムを活用し、ケアプランに連動したケアが日々実践できているかを定期的に検証していく。

また、日々の入居者との関わりの中で得た情報をシステム内に集積し、カンファレンスの場に情報提供し、ケアプランの効果的な見直しにつなげていく。

【力点】

- ① システムのケア記録を介護職員全員が継続して入力していく。また、ケア記録からケアの提供状況を定期的に検証し、見直しを行う。
- ② ケアプランに基づきケアを実施し、関わりの中で細かな情報をケース記録として集積することで個別性の高いケース記録にする。そのケース記録を基に毎月、ケアプランと照らし合わせてまとめを記録し、カンファレンスにてケアプランの効果的な見直しにつなげる。
- ③ 赤穂記念病院の理学療法士と当施設の訓練指導員（理学療法士、作業療法士）との連携をより一層図り、個別機能回復訓練計画に基づきリハビリを実践し、入居者の現存機能維持に努めるとともに、小枕等の使用による拘縮予防に取り組む。

3 認知症専門ケアの充実

認知症状の中にあっても尊厳あるその人らしい生活が送れるよう認知症への理解と共感を深め、入居者のどのような精神状態に置いても適切な対応に努める。また、喜び・楽しみを持ち続けられるようチームケアを展開し、安らげる生活空間を提供する。

【力点】

- ① 認知症介護実践者研修の修了者を中心に、入居者個々の認知症状や進行状況に合わせたケアを展開させ、その人らしい生活の維持に努める。
- ② 楽しみづくりの一環として、入居者が楽しんで取り組める脳トレや回想療法等を取入れた幅広いレクリエーションを提供する。
- ③ 認知症ケアの実践を通じて発生する課題に対しチームアプローチを行い、チームケアによる課題の解決に取り組んでいく。

4 リスクマネジメントの取組み

入居者の生活に係るリスクを多面的にとらえ、常にリスク管理を行うことで安心・安全な生活を保障する。また、入

居者との信頼関係を築き、穏やかな精神状態での生活を送れるように支援する。

【力点】

- ① 認知症症状を的確に把握し、入居者個々の生活リズムと行動パターンから危険予知を行う。また、精神状態によって大きく作用される突発的な危険行動へも、速やかに対応していく。
- ② 入居者個々の生活観や価値観を理解の上で日常生活様態を把握し、入居者の行動範囲の中で、現存機能に応じた日常生活動作になっているかを常に確認し、予見と回避をもって事故防止に取り組む。
- ③ 事故の再発防止に向けて事故の原因分析を行い、改善策の周知徹底と実施状況の検証を徹底する。

5 ターミナルケアの充実

入居者一人一人の終末期において、人権の保障はもとより、その人がその人らしく最期を迎えられるよう最大限のケアを提供し、ターミナルケアの充実を図る。

【力点】

- ① 家族と本人の意向を尊重し、家族の思いに沿えるように積極的に関わり、その人らしく安心、且つ、安らげるケアを提供する。
- ② ターミナルケア実施後の振り返りを行い、課題に対する改善策を実践していくことで質の高いターミナルケアの実現を目指す。

6 介護スタッフ及び各職種との連携強化

交替勤務者の多い介護現場での情報の共有方法として、連絡簿の活用や日々のミーティングを通じて周知徹底することで、介護スタッフ間での連携と意思統一を図っていく。

また、業務調整事項や入居者の状態変化、入居者及び家族等からの希望・要望があった場合を含め、必要時に的確な報告・連絡・相談を徹底し、他部署との連携を図っていく。

看護部門

1 部署内及び各職種間との連携強化

入居者の施設生活を健康で豊かなものにするために部署内・各職種間と連携し、情報を共有化することで、より良いチームケアを展開する。

【力点】

- ① 入居者の健康管理をするうえにおいて、看護職員間のチームワークの強化は重要であり、入居者の自立支援のため、ミーティング・申し送り等で情報を共有し、健康で安全・安心した生活が送れるよう医務室内の連携強化に努める。
- ② 個人ケース、バイタル表、日誌をもとに日々の報告を行い、医師との連携強化を図る。
- ③ 医療情報提供書や看護情報提供書（看護サマリー）を活用し、各医療機関との連携を図り、退院時には事前面接を行い、健康状態の把握に努める。
- ④ 毎日の申し送りや、カンファレンス・各職種間と情報を共有し、異常の早期発見に努め、入居者の健康管理を行なう。

2 個別ケアの充実

入居者の健康管理において、その人らしさの実現を念頭に、個々の健康状態を日々観察し、各職種と連携しながらケアプランに沿った医療処遇の充実を図る。

【力点】

- ① 個人ケース、医務情報ファイル、申し送りファイルにより、入居者の既往歴・治療内容・身体状況を理解し、異常の早期発見に努め、安楽な生活ができるよう支援する。
- ② 個別の受診希望については医師、家族等との調整の上、医療機関への受診介助を行う。

3 ターミナルケアの充実

入居者の終末期において、苦痛のない安らかな終末期を迎えられるよう家族と職員が、入居者に対し共に援助できる体制を整え、その人がその人らしく最期を迎えられるよう援助する。

【力点】

- ① ターミナルケアの方針決定について、ターミナル期の意向を入所時に確認するだけでなく、ターミナル期移行時に医師をはじめ各職種と連携し、入居者とその家族の望むケアを提供する。
- ② 入居者の苦痛の除去及び緩和に努め、環境を整備し、安らかな状態が維持できるよう尊厳を持って看取りのための援助を行う。
- ③ 職員を対象にしたターミナルケアについての研修を行い、知識・技術の向上を図る。

4 感染症予防対策の強化

施設内での感染症の発生・拡大・再発防止のため、職員研修の実施及び施設環境整備に努める。

【力点】

- ① 感染予防対策の意義・重要性について研修を行い、職員の意識の向上と予防対策の周知徹底を図る。
- ② 常に最新の情報を収集し、感染症対策委員会においてマニュアルの見直しを行う。
- ③ 厚生労働省及び各関係機関からの情報を収集し、通知に基づく予防策を順守することで、入居者の感染予防に努める。

5 経口摂取維持への取組み

医師をはじめ各職種連携のもと楽しく、且つ、安全な経口摂取を維持するための取組みを行う。

【力点】

- ① 日々のケアにおいて入居者の食事摂取の状態を把握し、カンファレンス等の場において、各入居者の身体状況、栄養状態等の情報を共有し、食事形態、摂取方法等について検証を行い、安全に経口摂取が出来るよう支援する。
- ② 入居者が安全に食事摂取を出来るよう、誤嚥防止、誤嚥時の対応について職員研修を行う。

機能訓練部門

1 個別機能訓練計画に基づく生活機能向上への取組み

1) 外部のリハビリテーション専門職との連携による機能訓練の充実

- ① 赤穂記念病院の理学療法士と協働で入居者のアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成し、計画内容を入居者及び入居者家族に説明し同意を得る。
- ② 生活相談員、介護員、看護員等と協働して、個別機能訓練計画に基づく計画的な機能訓練を実施する。
- ③ 3か月毎に機能訓練の実施状況を評価し、必要に応じて機能訓練計画の見直しを行う。

2 理学療法及び作業療法の専門性の確立

身体に障がいがある対入居者に対し、日常を過ごす上での基本動作能力の向上を図るために行なっていく理学療法に対して、身体機能が低下している入居者に対し、ADL（日常生活活動）という、日常過ごす上での応用的な動作能力の向上を図るために行なっていく作業療法との目的の違いを明確にしたうえで、理学療法及び作業療法の専門性を確立する。

1) 理学療法の実践

- ① 上下肢機能維持を図った全身運動を目的とした集団体操を行う。
- ② 関節拘縮や筋緊張亢進のある入居者に対して拘縮予防及び改善を図るために関節可動域訓練を実施する。
- ③ 主に寝たきり状態の入居者に対して小枕等を活用し安楽な姿勢を保持するポジショニングに取り組む。
- ④ ゴムチューブや重りを使用した上下肢運動を行うことで筋力強化につなげる。
- ⑤ 車椅子移動の入居者を対象に車椅子の駆動練習及び移乗練習を実施する。
- ⑥ 歩行の練習が必要な入居者対象に平行棒や歩行器等を活用した歩行訓練を実施する。
- ⑦ 入浴中のリラックスした状態で関節可動域訓練やマッサージ等の浴中リハビリを実施する。

2) 作業療法の実践

- ① 季節折々にまつわるちぎり絵の作成等、指先・手・腕などを使うという作業活動を通して、日常生活に生きがいを見つけ楽しむことや日常生活に必要な動作が必然的に行えるようになり、入居者の活動量と他者との交流を増加させることで、心身のリハビリを目的とした創作活動に取り組む。また、作成した作品を壁面に掲示するなど家族等からの評価を得ることで更なる達成感ややりがいにもつなげていく。
- ② プランターで野菜を栽培し水やりや収穫を行う園芸活動に取り組む。
- ③ 認知症の進行予防や認知症状の改善を目的として、リアリティ・オリエンテーション（現実見当識訓練）やシナプソロジー（脳活性化プログラム）・プリント（計算・漢字問題、迷路、間違い探し、塗絵など）に取り組む。
- ④ 日常生活動作練習として食事動作やその他生活に関わる動作練習や自助具の選択・提供に取り組む。
特に、手指巧緻性の低下した入居者に対してはペグボードを活用した動作練習を実施することで、書写動作等の改善を図る。

3 レクリエーションを活用した機能訓練の取組み

楽しみながら継続的に機能訓練が実施できるように、レクリエーションを活用した機能訓練を提供する。

【力点】

- ① 風船バレーやボール投げ、ボーリングなどを通じて体を動かす。
- ② 臥床傾向にある入居者に対して、居室で楽しめるレクリエーションを実施し、個別リハビリや離床への意欲向上を図る。
- ③ 懐かしい歌に触れることで、歌詞を思いだしたり、歌うことを楽しむ音楽療法に取り組む。

食事部門

1 楽しみとされる食事

入居者の選択意思を尊重し、個々の嗜好を生かしていただける食べやすい食事の提供を基本に「楽しみとされる食事」作りを目標とし、衛生管理の徹底とともに、食事全般のサービス向上に取り組み、施設内の食生活の充実を図る。

- 1) 新しいメニューを年間 8 品以上増やし、提供する。
- 2) 入居者の嗜好情報（嗜好調査等）を収集・把握して献立に反映させる。
- 3) 日常の献立にも代替食等により、入居者の嗜好ニーズの対応に努める。
- 4) 行事食・選択食の実施。
- 5) 市場調査による適切な価格でもって、より新鮮で品質の良い食材購入に努める。
- 6) 適時適温食の実施。

2 栄養ケア計画の実施

各職種間との連携により、入居者の身体状況・食事摂取量等を把握し、個別の栄養ケア計画を作成、また、介護サービス計画書と連携し、一人一人に合わせた食事の提供により低栄養状態の予防・改善、喫食環境の改善を図っていく。

- 1) 入所前に、身長・体重測定・食事状況の情報を得て、スクリーニングを行い、低栄養状態のリスクの把握を行う。
- 2) モニタリングを低栄養状態の低リスク者は 3 か月毎、中リスク者は 1 か月毎、高リスク者は 2 週間毎に行い、栄養ケア計画を見直す。

3 衛生管理マニュアルの徹底

施設入居者が高齢であり、食中毒が起きると感染の拡大・命にかかわる危険性もある。そのため、衛生管理マニュアルの徹底による食中毒の防止に努め、安全な食事を提供する。

- 1) 食事サービス委員会・調理研究会において、部署内外へ食品・器具の取扱いについて周知徹底を行う。
- 2) 入居者及び入居者家族へ居室内の食品の管理について呼びかける。
- 3) 厨房内の環境整備を強化する。
 - ① 清掃チェック表を基に実施状況の検証を行い、確実に実施する。

4 経口摂取維持への取り組み

食事とは、本来口から食べるものであることから、各職種共同により入居者全員の経口維持計画書を作成し、経口維持できるように個人の咀嚼・嚥下機能に配慮した食事の提供を行う。

5 調理技術の向上

調理研究会にて、入居者に合ったトロミ材の付け方・食材の切り方・味付けなどの統一を図り、ソフト食・手作りおやつなど調理実習を行っていく。

6 ターミナルケアの充実

家族・各職種との協働により、終末期を迎えた入居者が最期まで経口による食事摂取が適うように、入居者個々の嗜好を反映させながら咀嚼・嚥下状態に応じた食事を提供する。

7 部署内及び各職種の連携強化

入居者の健康状態の把握と栄養ケア計画を実施するため、部署内においては日々のミーティングを活用し、各部署については、申送り・カンファレンス等を通じて連絡・連携を図ることで、入居者のより豊かで楽しみのある食事の提供に努める。

令和5年度 事業計画

桜谷荘ショートステイ事業所 (定員 10名)	
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ① 公益的事業の積極的取組み ② 人権を擁護する ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立 ④ 医療・教育・福祉の連携強化 ⑤ 地域社会との共生
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域の福祉ニーズを把握し、地域社会の福祉資源として積極的に機能する ② 利用者の自己選択を尊重し、個別性の高いサービスを提供する ③ 在宅介護を支え、在宅生活の自立を支援する ④ 関係機関と連携し、利用者の最善の利益を追求する ⑤ 世代間交流や地域住民との連携を図り互いに協力しあえる環境を構築する
重点項目	<ul style="list-style-type: none"> ① 第4期経営5か年計画（最終年度）の評価・まとめ及び第5期経営5か年計画の策定 ② 地域の福祉ニーズを把握し、専門的知識・技術を地域に福祉還元する ③ 人権侵害防止の取組みの強化 ④ サービスの質の向上への取組み ⑤ ケアプランに基づく介護サービスの提供 ⑥ 感染症対策及び防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化 ⑦ 医療処遇の充実 ⑧ 介護事故に対する安全管理体制の強化 ⑨ 顧客確保に向けた積極的展開 ⑩ 赤穂市介護支援専門員連絡協議会と連携し、在宅サービスの充実を図る ⑪ 居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・医療機関との連携強化 ⑫ 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る ⑬ 部署内及び各職種との連携強化
総括	<p>本年度も、利用者のニーズ、心身の状況及びその置かれている環境を把握したうえで、サービス利用の予定・継続性に配慮し、ケアプランの策定、プランに沿ったケア提供、要望に沿える個別性の高いサービス提供に取り組んでいく。長期間利用が無い場合のショートステイ利用時には、入所時の状態確認だけではなく、担当ケアマネジャーへの情報提供書の要請、家族への状態確認を行うほか、本人との事前面談を行うことで利用者の状態を正確に把握し、状態に応じた適切なサービスの提供に努める。</p> <p>感染症の発生・拡大・再発防止のため、感染予防策の徹底や職員研修・模擬訓練の実施及び施設環境整備に努める。</p> <p>また、厚生労働省等からの通知に基づく対応を徹底する。</p> <p>安定した事業運営を継続させるためにも予算稼働率 110.0%の確保が必要であり、顧客確保のためには、サービスの質の向上が必須の条件である。また、機能の充実・強化を図るとともに効率的な介護の提供体制を整備し、適正な加算取得に向けた検討を積極的に実施する。</p>
新たな取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4期経営5か年計画（最終年度）の評価・まとめ及び第5期経営5か年計画の策定 本年度は第4期経営5か年計画の最終年度にあたり、その5か年の評価・まとめを行う。また、経営計画策定委員会を設置し、第5期経営5か年計画を策定する。 ・ 人権侵害防止の取組みの強化 <ul style="list-style-type: none"> ① 人権擁護委員会を4回/年以上開催し、人権侵害に対する意識付けの調査を実施するとともに、高齢者虐待・身体拘束になり得る様々なテーマについて、ケアスタッフ会を通じて討議・実践し、実施状況を改善していく ② 人権擁護委員会が中心となり人権侵害防止のための研修を企画し、5月及び9月の職員研修において職員への周知及び意識づけを徹底する ③ 利用者・家族とともに人権侵害についての捉え方を考え利用者・家族の理解・協力のもと、専門的ケアを提供することにより、利用者の人権の擁護と安全、且つ、安心した生活の確保を行う
目標平均要介護度	2.5
目標稼働率	110.0%

事業計画書

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《基本方針》

- ① 地域の福祉ニーズを把握し、地域社会の福祉資源として積極的に機能する
- ② 利用者の自己選択を尊重し、個別性の高いサービスを提供する
- ③ 在宅介護を支え、在宅生活の自立を支援する
- ④ 関係機関と連携し、利用者の最善の利益を追求する
- ⑤ 世代間交流や地域住民との連携を図り互いに協力しあえる環境を構築する

《重点項目》

- ① 第 4 期経営 5 年計画（最終年度）の評価・まとめ及び第 5 期経営 5 年計画の策定
- ② 地域の福祉ニーズを把握し、専門的知識・技術を地域に福祉還元する
- ③ 人権侵害防止の取組みの強化
- ④ サービスの質の向上への取組み
- ⑤ ケアプランに基づく介護サービスの提供
- ⑥ 感染症対策及び防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化
- ⑦ 医療処遇の充実
- ⑧ 介護事故に対する安全管理体制の強化
- ⑨ 顧客確保に向けた積極的展開
- ⑩ 赤穂市介護支援専門員連絡協議会と連携し、在宅サービスの充実を図る
- ⑪ 居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・医療機関との連携強化
- ⑫ 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る
- ⑬ 部署内及び各職種との連携強化

1 第 4 期経営 5 年計画（最終年度）の評価・まとめ及び第 5 期経営 5 年計画の策定

- 1) 地域貢献への積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す

以上の 3 つを重点目標に掲げ、法人理念の 5 本柱をもとに第 4 期経営 5 年計画を積極的に推進してきたが、本年度は最終年度にあたり、その 5 年間の評価・まとめを行う。

また、経営計画策定委員会を設置し、第 5 期経営 5 年計画を策定する。

2 地域の福祉ニーズを把握し、専門的知識・技術を地域に還元する

居宅介護支援事業所や地域包括支援センターだけでなく、行政や医療機関等との連携を図り、赤穂市における福祉ニーズを把握し、ニーズに沿ったサービスの検討・実践に努める。

また、在宅介護支援センターやすらぎの開催する介護者教室等に積極的に参加し、事業所の専門的知識や技術を地域に福祉還元していくほか、特養と連携して地域サポート施設の機能強化及び福祉避難所の体制整備等に取組む。

3 人権侵害防止の取組みの強化

【力点】

- ① 人権擁護委員会を 4 回／年以上開催し、人権侵害に対する意識付けの調査を実施するとともに、高齢者虐待・身体拘束になり得る様々なテーマについて、ケアスタッフ会を通じて討議・実践し、実施状況を改善していく
- ② 人権擁護委員会が中心となり人権侵害防止のための研修を企画し、5 月及び 9 月の職員研修において職員への周知及び意識づけを徹底する
- ③ 利用者・家族とともに人権侵害についての捉え方を考え利用者・家族の理解・協力のもと、専門的ケアを提供することにより、利用者の人権の擁護と安全、且つ、安心した生活の確保を行う

4 サービスの質の向上への取組み

1) 介護マニュアルに基づくサービス提供の強化

職員個々が各種マニュアルに基づくサービスが確実に提供できているかを検証し、それぞれの課題点に対する改善策を実施することでサービスの標準化に取り組む。

2) サービス自己評価及び利用者満足度調査のサービスへの反映

サービス自己評価及び昨年度受審した福祉サービス第三者評価からの課題・問題点に対して、サービス評価委員

会が中心となり、改善策の実施状況の検証を行い、サービスの改善内容を確実に利用者へ還元する。

また、サービス満足度調査を実施することで、利用者及び利用者家族からの施設サービスの評価を受けるとともに、意見・要望を施設サービスに反映させることで、サービスの質の向上に努める。

5 ケアプランに基づく介護サービスの提供

利用者のニーズ、心身の状況及びその置かれている環境を把握したうえで、サービス利用の予定・継続性に配慮し、ケアプランの策定、プランに沿ったケア提供、要望に沿ったサービスを提供する。

特に、長期間利用が無い場合のショートステイ利用時には、入所時の状態確認だけでなく、担当ケアマネジャーへの情報提供書の要請、家族への状態確認を行うほか、本人との事前面談を行うことで利用者の状態を正確に把握し、状態に応じた適切なサービスの提供に努める。また、利用中に状態変化があった場合には、必要に応じて家族に確認のうえサービス担当者会議・申送り等でケアサービスの見直しと変更されたケア内容の周知徹底を図る。

退所時には、利用中の様子を記録した「ショートステイ利用状況のまとめ」を作成し、家族へ利用状況の報告を行うとともに、高齢者福祉施設としての専門的視点からの助言等も行っていく。

6 感染症対策及び防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

1) 業務継続計画（BCP）に基づく研修及び訓練（シミュレーション）の実施

① 研修及び訓練（シミュレーション）の実施

感染症発生時の対応については感染症対策委員会が中心となり、災害発生時の対応については安全委員会が中心となって、研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。

2) 感染対策の強化

感染症の発生・拡大・再発防止のため、感染予防策の徹底や職員研修・模擬訓練の実施及び施設環境整備に努める。

また、厚生労働省等からの通知に基づく対応を徹底する。

感染症、または食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、自己判断せずに必ず施設長に状況報告し、施設長は感染症等の種類に応じて法人本部に状況を報告し、対応策等の指示を仰ぐ。

① 感染経路の遮断（病原体を持ち込まない、持ち出さない、拡げない）

i) 利用時には利用者及びその家族等の健康状態を確認し、施設が送迎する際には利用者宅で、家族等が施設へ送迎する際には施設玄関でバイタルチェックを行い、感染症の疑いや発熱等が確認された場合には利用中止等を家族との調整を図る。また、利用時に持参した衣類等は乾燥機で高熱処理を行う。

ii) 標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底として、手洗いのほか、血液、嘔吐物、排泄物等を扱うときは、マスク・手袋・エプロン・ガウンを着用する。

iii) 職員、来訪者が感染症の病原体を施設外部から持ち込まないように留意する。

iv) 感染経路別（接触感染・飛沫感染・空気感染・血液媒体感染等）予防策を徹底する。

② 感染症対策委員会の適正な運営

i) 施設の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践する。

ii) 施設内の環境整備についての点検を行い、課題のある個所については担当する各部門に改善指示を出し、改善状況についての検証を行う。

iii) 常に最新の情報を収集し、感染症対策委員会においてマニュアルの見直しを行う。

③ 感染症発生時の対応

i) 感染症、または食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、自己判断せずに施設長に状況を報告し、施設長は感染症の種類等に応じて法人本部に状況を報告し対応策等の指示を仰ぐ。

また、有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録する。

ii) 感染症対応マニュアルに基づき感染拡大防止のための対応策を実施する。

iii) 感染症等の発生状況に応じて、赤穂市及び赤穂健康福祉事務所（保健所）等の関係機関に報告し、対応策の指示を仰ぐ等、緊密に連携をとる。

④ 職員研修及び模擬訓練（シミュレーション訓練）の実施

i) 感染予防策の意義・重要性について研修を行い、職員の意識の向上と予防対策の周知徹底を図る。

ii) 業務継続計画（BCP）に基づき、施設内で感染症の罹患者が発生した際にも継続して適正な介護サービスが提供できるよう模擬訓練を実施する。

2) 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

利用者の生命の安全ということを視野に入れ、処遇に万全を期すとともに安全確保のためには施設の防災・防火対策はもとより、職員一人一人の防災・防火意識の高揚と火災等の各種災害を想定した消防・避難救出訓練の実践強化を図り、危機管理と避難救援体制を確立する他、災害が発生した際にも適正な介護サービスが継続して提供できる体制整備に努める。

特に、災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえて、地域住民と協働での災害対応訓練を実施する。

また、風水害、地震等各種防災マニュアルを施設職員へ周知徹底を図っていく。

【訓練・研修】

月	訓練・研修内容	月	訓練・研修内容
4月	消防・避難訓練（新人職員対象） 避難誘導訓練・消火器具取扱訓練	10月	業務継続計画（BCP）に基づく災害発生時対応訓練（土石流）
5月	消防・避難訓練（夜勤帯想定） 消防への非常通報訓練・避難誘導訓練・ 消火器具取扱訓練	11月	地区との合同消防避難訓練 消防への非常通報訓練・消火訓練・ 避難誘導訓練・消火器具取扱訓練
6月	防火・防災マニュアル研修	12月	失踪者発生時初動対応訓練

7月	非常召集訓練 消防への非常通報訓練・非常召集訓練・ 消火訓練・避難誘導訓練	1月	消防・避難訓練（夜勤帯想定） 消防への非常通報訓練・避難誘導訓練・ 消火器具取扱訓練
8月	失踪者発生時初動対応訓練	2月	福祉避難所受入れ対応訓練
9月	消防・避難訓練（日勤帯想定） 消防への非常通報訓練・避難誘導訓練・ 消火器具取扱訓練	3月	消防・避難訓練（日勤帯想定） 消防への非常通報訓練・避難誘導訓練・ 消火器具取扱訓練

7 医療処遇の充実

利用者の利用期間中の健康管理について、利用開始時に、在宅での健康管理・加療状況を確認し、かかりつけ医及び施設協力医療機関との連携のもと、家族の意向に沿った健康へのサポートが行えるように個別に医療処遇を適宜行っていく。健康管理に必要な個別情報を利用毎に整理し、利用者個々における利用経過を把握して、機能訓練対応も含め、継続性のある健康管理・身体機能維持への取り組みを充実させる。

また、送迎時には家族及び利用者に対して医学的観点から助言を行うことで、利用者・家族から信頼される施設を目指す。

機能訓練については、機能訓練指導員及び赤穂記念病院の理学療法士等と連携し、利用者・家族の意向に沿った個別機能訓練計画書の作成及び3か月毎の評価を行う。

また、機能訓練の実施状況及び評価を利用者・家族に説明し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しをしていくことで、機能訓練の質の向上に努める。

8 介護事故に対する安全管理体制の強化

介護事故等により利用者の状態が変わることによって、利用者・介護者の生活が変化することを念頭に置き、決して事故を起してはならないという意識のもと、利用者に対する安心・安全を確保するために安全対策担当者を配置し、介護事故防止委員会において、介護事故発生原因の究明及び再発防止のための対策を検討する。

【力点】

- ① IAC レポート・事故報告書について、情報を具体的に収集、分析・評価、原因の究明を行い、再発防止の改善策を検討する。
- ② 介護事故に関する事故発生防止のための職員アンケートの結果から、課題に対する対応策の実施状況を検証し、解決されていない課題に対する対応策の検討及び実践状況の検証を行う。

9 顧客確保へ向けての積極的展開

安定した事業運営を継続させるためにも予算稼働率 110.0%の確保が必要である。

また、顧客確保のためには、サービスの質の向上が必須の条件であることから、下記の内容の機能充実・強化を図るとともに、効率的な介護の提供体制を整備し適正な加算取得に向けた検討を積極的に実施する。

【力点】

- ① 利用者個々の嗜好ニーズに応じたプログラムの提供を行う。
- ② 居宅介護支援事業所への訪問及び電話連絡、FAX によりタイムリーにベッドの空き状況を報告し、ショートステイ利用者の紹介を依頼する。
- ③ 特養利用者の在在者数の変動を予測し、空きベッドを可能な限り利用できるような確かな予約管理を行う。また、キャンセル待ち利用者の管理を徹底し、利用可能な状況が発生した際に、迅速に対応できる体制を整える。
- ④ 接客技術・面接技術・アセスメント力の向上に取り組む。
- ⑤ ニーズに応じて、時間外・緊急時の入退所にも対応する。

10 赤穂市介護支援専門員連絡協議会と連携し、在宅サービスの充実を図る

赤穂市老人福祉事業協会と連携を図り、赤穂市介護支援専門員連絡協議会との意見交換会を定期的で開催し、在宅の介護保険サービスの3本柱である、ショートステイ・デイサービス・ホームヘルプを効果的に組合せたプランの作成を依頼していくほか、ショートステイに対するニーズを把握し、その人らしい在宅生活が継続できるようにサービスの向上に努める。

11 居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・医療機関との連携強化

居宅介護支援事業所をはじめ他事業所や医療機関との連携・連絡を密にし、介護者の介護軽減を図るとともに、自立支援を踏まえた質の高いサービス提供に努める。

特に、新規利用依頼については、スムーズにサービスが開始できるようにケアマネジャーやソーシャルワーカーとの連携を深め十分なアセスメントを行っていく。

また、高齢者虐待などが疑われる状況が発生した場合においても、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等との連携のうえでその防止に努めるとともに、緊急の受入要請があった際に迅速に対応する。

12 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る

利用者・家族からの相談・苦情に対して、施設内に苦情受け窓口・担当者を配置し、苦情解決責任者・苦情解決部会・第三者委員を通じて、原因の究明と改善対応策の検討を迅速に行うとともに、特養幹部会が中心となって、サービスの改善策を全職員へ周知徹底を図る。なお、苦情に対する対応は、苦情発生の状況、経過を確認し、関係者への連絡マニュアルに沿った初期対応を確実に行う。

また、居宅介護支援事業所・地域包括支援センターとの連絡・連携により、苦情だけでなく利用者の要望についてもサービス向上にむけての検証・検討事例として受止めることで、サービスの質の向上につなげていく。

13 部署内及び各職種との連携強化

在宅サービスであるショートステイは、在宅での状態が把握し難い状況にあるため、家族やケアマネジャーから得た情報は確実に各部署に連絡し、共有することで適切なサービスの提供に努める。